

# 入院時食事療養費および 入院時生活療養費について

当院は入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## 入院時食事療養費の患者標準負担額について

項目	負担額
一般の方	1食につき550円
指定難病・小児慢性特定疾患の方	1食につき330円
住民税非課税世帯の方で 過去1年の入院が90日まで	1食につき270円
住民税非課税世帯の方で 過去1年の入院が90日以上	1食につき210円
住民税非課税世帯で所得が一定基準に 満たない70歳以上の高齢者	1食につき130円